

諮問番号：令和４年（情）諮問第３号

令和４年（情）諮問第４号

事 件 名：令和２年度決算検査報告（労災診療費に関するもの）に伴い厚生労働省が発出した特定の通知に記載されている指摘事項について、診療項目別の件数・金額が分かる文書の一部開示決定に関する件
令和３年に実施された会計実地検査において、特定の検査項目に関し厚生労働省が回答した文書の不開示決定に関する件

諮 問 日：令和　４年　７月２１日

答申番号：答申（情）第７５号（令和４年（情）諮問第３号）

答申（情）第７６号（令和４年（情）諮問第４号）

答 申 日：令和　６年　１月２６日

答申書

第１　審査会の結論

１　令和４年（情）諮問第３号関係

「会計検査院による令和２年度決算検査報告（労災診療費に関するもの）に伴い厚生労働省が会計検査院に発出した通知（令和４年２月１５日労災発０２１５第１号の記の第６の１４（１）に記載されている『指摘』の診療項目別の件数・金額がわかるもの）」の開示請求（以下「３号開示請求」という。）に係る対象文書として特定された下記の①及び②の文書（以下「３号対象文書」という。）につき、それぞれその一部を不開示とした決定は妥当である。

①　実地検査の結果について（令和３年７月１９日付け３２普第１４７号。以下「文書１」という。）

②　実地検査の結果について（回答）（令和３年７月３０日付け基発０７３０第３１号。以下「文書２」という。）

２　令和４年（情）諮問第４号関係

「労災運営で適正給付管理対策にかかわって、令和３年に実施された会計検査院の検査、照会、取扱いなどにかんする一切（厚生労働省が会計検査院に回答したもの）の文書。令和４．２．１５労災発０２１５第１号記の第６の１５記載の件。」の開示請求（以下「４号開示請求」という。）に係る対象文書として特定された文書（以下「４号対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和4年4月7日付け40普第82号により行った一部開示決定（3号開示請求に係るもの。以下「3号一部開示決定」という。）について、不開示とした部分の決定の取消しを求めるとともに、同事務総長が4年4月7日付け40普第83号により行った不開示決定（4号開示請求に係るもの。以下「4号不開示決定」という。）について、その取り消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主な理由は、審査請求書等の記載及び審査請求人による口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 3号開示請求は、厚生労働省の通達に引用される同省の対応に関わる文書を開示請求したものである。労災保険は被災労働者の保護に資するべきものであるにもかかわらず、別紙（財務省予算執行調査公表資料等）のとおり財務省が介入し、会計検査院も介入している。

医療機関の労災診療費の査定が恣意的であるところ、本件を開示しなければ、真に誤算定なのか、厚生労働省の対応が不当なのか判別できない。

不開示に近いので、具体的にいかなる法的理由による処分なのかも分からない。

なお、厚生労働省労働基準局長名の文書も不開示なのは、厚生労働大臣として判断すべきではないか。

イ 4号開示請求は、厚生労働省の通達に引用される適正給付管理対策に関わる会計検査院の文書を開示請求したものである。

「適正」給付管理対策というのは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の迅速「公正」の原則から外れたものであり、財務省が、そして今度は会計検査院が介入するものである。

労災保険は被災労働者の保護に資するものでなければならず、補償打切りを鼓舞するようなやり方は認められない。

上記に関わる文書を不開示にすることは許されず、また不開示の具体的な理由も分からない。

(2) 意見書及び口頭意見陳述

厚生労働省の「適正給付管理」は、労災保険法の迅速・「公正」の精神と異なる、労災給付の打切りの側面が強い。

被災者の権利と生活を守る観点から、以下のとおり述べる。

ア 財務省と会計検査院から重複した介入

近接した時期において、二つの役所から同様の労災給付節約が企図されるのは、異常である。４号不開示決定について、なぜ財務省と別に会計検査院も検査を行ったのか疑問であるため、その点を開示していただきたい。財務省の予算執行調査の調査票等は開示されながら、会計検査院が隠蔽するのは問題である。

イ 会計検査院と厚生労働省の関係

かつて、福島原発事故後に、経済産業省が厚生労働省に圧力をかけて、原発労働者に更なる被曝を求めた。それは、厚生労働省の開示資料で分かった。

３号一部開示決定については、会計検査院の文書は検査した個々の医療機関が誤っていたりする話でもあるため、その個別のものまで全部開示しろとは思っていないが、厚生労働省の文書は同省自身が出しているものであるから、開示していただきたい。厚生労働省側が開示せずに、会計検査院が一括して隠蔽するのは問題があると考ええる。

４号不開示決定については、全部不開示とされているので何をどうしたのか分からない。令和４年３月１日付けの厚生労働省の事務連絡を見る限り、開示しても諮問庁の主張するような支障は特になく思われるため、部分開示でもよいので開示していただきたい。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 開示決定等の経緯

(１) ３号一部開示決定

ア 事案の移送

３号開示請求は、令和４年２月１９日付けで、厚生労働大臣に対し行われたものであり、これに対し、厚生労働大臣は、３号対象文書として文書１及び文書２を特定した上で、３号対象文書に記録されている情報は会計検査院の検査に関するものであり、同院において開示決定等の判断を行うことが適当であるとして、情報公開法第１２条第１項の規定に基づき、４年３月１６日付けで、処分庁に事案を移送した。

イ ３号対象文書の概要

文書１は、会計検査院が会計検査院法（昭和２２年法律第７３号）第２６条の規定により厚生労働省に対して発遣した照会文書であり、

文書２は照会文書に対する同省の回答文書の写しである。

ウ 一部開示決定

事案の移送を受けた処分庁は、「開示・不開示に関する審査に時間を要することから、３０日以内に開示決定等を行うことができないため」として、情報公開法第１０条第２項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長し、審査請求人に対して、延長後の期限が４年４月２５日であることを通知した。

そして、処分庁は、３号対象文書について、４年４月７日付けで、文書１に記録された情報のうち照会文書の内容が記録された部分及び文書２に記録された情報のうち回答文書の内容が記録された部分（以下「本件不開示情報１」という。）については、後記３（１）と同様の理由により不開示とし、その他の情報が記録された部分については開示とする一部開示決定を行った。

(２) ４号不開示決定

ア 事案の移送

４号開示請求は、４年２月１９日付けで、厚生労働大臣に対し行われたものであり、これに対し、厚生労働大臣は、４号対象文書を特定した上で、４号対象文書に記録されている情報（以下「本件不開示情報２」という。）は、会計検査院の検査に関するものであり、同院において開示決定等の判断を行うことが適当であるとして、情報公開法第１２条第１項の規定に基づき、４年３月２２日付けで、処分庁に事案を移送した。

イ ４号対象文書の概要

４号対象文書は、会計検査院が実施した検査過程で、その内容の非公表を前提として、厚生労働省が作成するなどした検査資料である。

ウ 不開示決定

事案の移送を受けた処分庁は、４号対象文書について、後記３（２）と同様の理由により、４年４月７日付けで不開示決定を行った。

(３) 審査請求の提起

審査請求人は、上記３号一部開示決定及び４号不開示決定を不服とし、４年６月１８日付けで、それぞれ審査請求を提起した。

２ 検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書の一般的な不開示情報該当性

一般に、検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書が開示され、その内容等に関する情報が公になった場合には、次の(１)から(３)

までのようなおそれがある。

(1) 会計検査院による正確な事実の把握を困難にするなどのおそれ

一般に、会計検査院の検査活動は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報（当該検査の結果等に関する詳細な事実関係やその分析結果、検査結果の取りまとめの方法等各種の検査上のノウハウに関する情報を含む。以下同じ。）については、いずれも検査上の秘密に属する情報であって、これらについては、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な会計検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

したがって、検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書に含まれている具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、受検庁において関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠蔽工作等の周到な検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりすることなどが可能となり、①厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、②会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施するに当たり、当該受検庁や他の受検庁に不当に利益を与えるおそれがある。

(2) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すなどのおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、捜査機関が行う犯罪捜査等とは異なり、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、受検庁の理解及び協力を得て行われるものである。

したがって、会計検査の実施に当たっては、会計検査院が「常時」会計検査を実施し、「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」（会計検査院法第20条第2項）という会計検査の目的を適切かつ効果的に達成するよう、受検庁と一定の協力関係・信頼関係に立つことが必要である。

そして、受検庁においては、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報の不公表を前提として同院の会計検査に協力し、各種の検査資料を提出したり、検査内容等に関する相互の率直な意見の交換等を行ったりしている。

したがって、このような情報が公になった場合には、このような情報の不公表に対する当該会計検査に係る受検庁はもとより受検庁一般の信頼を損ね、会計検査院の会計検査に対する受検庁の理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、①現在又は将来の検査過程における検査に必要な情報の円滑な提供等を含む検査内容等に関する同院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、②事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価の共有、ひいては不適切な会計経理の原因の究明、会計検査の目的の適切かつ効果的な実現に著しい支障を及ぼすおそれ、すなわち、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報は、以後継続される検査過程又は審理・判断の過程における事実関係の把握が十分でない段階の検査内容等が含まれているものである。

したがって、このような情報が公になった場合には、当該情報が会計検査院の公式見解であるかのように受け取られ、国民一般に誤解を与えて、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれがあり、また、当該会計検査に係る受検庁に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

(3) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすなどのおそれ

会計検査院は、国等の機関の会計検査を担当する専門機関として「常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」ことを使命とするものとされているところ、同院の検査は、意思決定機関である検査官会議の指揮監督の下に実施するものとされており、また、同院の検査の結果等については、その全てを公表することとされているものではなく、検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するものとされている。

これは、当該検査の結果等の公表については、それが国等の予算編成又は法律、政策ないし事業の改廃等多方面に及ぼす影響の大きさなどに

鑑み、外部の圧力・干渉等を排除した独立・専門的立場から公正・慎重な審理・判断に基づき行われる必要があることから、検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の検査報告等に掲記し、会計検査院の正式な指摘事項等として公表することとして、同院の職権行使の独立性及び適正性を確保する必要があるからである。

そして、会計検査院は、このような会計検査院法の趣旨を踏まえて、その実施した検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては、最終的な検査官会議の議決を経るまでに、同院内部に慎重かつ周到な審理・判断の過程を設けている。

したがって、このような検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の情報が公になった場合には、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するため、同院内部に周到かつ慎重な審理・判断の過程を設け、この審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報のみを検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表することとしている同院の取扱いの手続的な意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、①厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、②検査官会議その他同院内部に所定の審理・判断の過程の各段階における検査の結果等に対する評価、当該検査の結果等を同院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記し、公表することの適否等に関する率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいては、これらに関する同院の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

3 本件不開示情報の不開示情報該当性に関する諮問庁の所見

(1) 本件不開示情報 1 の不開示情報該当性

3号対象文書は、厚生労働省の特定の検査事項に係る照会文書及び回答文書の写しである。そして、3号対象文書に記録された内容のうち本件不開示情報 1 は、厚生労働省の特定の検査事項に係る具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報等である。

ア 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

会計検査院は、憲法及び会計検査院法の定めるところにより、国等

の会計検査を担当する国の機関であり、また、上記のとおり、本件不開示情報 1 は、同院が検査を実施した厚生労働省の特定の検査事項に係る具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報が含まれることから、情報公開法第 5 条第 6 号イが規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」に関する情報に該当する。

そして、本件不開示情報 1 が公になった場合には、会計検査院が検査を実施した厚生労働省の特定の検査事項に係る具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報等が明らかにされることとなる。その結果、前記 2 (1)、(2) 及び (3) のとおり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、会計検査院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第 5 条第 6 号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第 5 条第 6 号柱書き）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第 5 条第 6 号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（第 6 号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（第 6 号柱書き）があるものに該当し、不開示情報となるものである。

イ 情報公開法第 5 条第 5 号該当性

会計検査院は、検査の結果等については、検査過程において作成又は取得した検査資料等も含めて十分な検討を行うとともに、受検庁との間で率直な意見の交換等を行うなどした上で、これを周到かつ慎重な審理・判断の過程に供することとしており、前記のとおり、3 号対象文書は、厚生労働省の特定の検査事項に係る照会文書及び回答文書の写しであり、本件不開示情報 1 は、同院と同省との間で意見の交換等を行った事項等が含まれることから、情報公開法第 5 条第 5 号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当し、次の (ア) から (エ) までのとおり、不開示情報となるものである。

(ア) 当該不開示部分が公になった場合には、前記 2 (3) のとおり、検査官会議その他会計検査院内部の所定の審理・判断の過程の各段階

における検査の結果等に対する評価、当該検査の結果等を同院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記し、公表することの適否等に関する率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいては、これらに関する同院の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより」、審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるものに該当し、不開示情報となるものである。

- (イ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記2(2)のとおり、現在又は将来の検査過程における検査に必要な情報の円滑な提供等を含む検査内容等に関する会計検査院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換」が「不当に損なわれるおそれ」があるものに該当し、不開示情報となるものである。

- (ウ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記2(2)のとおり、国民一般に誤解を与えて、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれがあり、また、当該会計検査に係る受検庁（厚生労働省）に不当に不利益を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」又は「特定の者に不当に」「不利益を及ぼすおそれ」があるものに該当し、不開示情報となるものである。

- (エ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記2(1)のとおり、受検庁において周到な検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりすることなどが可能となり、受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより」、「特定の者に不当に利益を与え」る「おそれ」があるものに該当し、不開示情報となるものである。

(2) 本件不開示情報2の不開示情報該当性

4号対象文書は、特定の検査事項に係る厚生労働省が会計検査院に提

出した検査資料である。そして、4号対象文書に記録された本件不開示情報2には、会計検査院の具体的な検査事項、検査内容、未成熟な検査の結果等に関する情報等が記録されている。

ア 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

上記のとおり、4号対象文書は、特定の検査事項に係る厚生労働省が会計検査院に提出した検査資料であることから、本件不開示情報2は、情報公開法第5条第6号イが規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」に関する情報に該当する。

そして、本件不開示情報2が公になった場合には、前記(1)アと同様のおそれがある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第6号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（第6号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（第6号柱書き）があるものに該当し、不開示情報となるものである。

イ 情報公開法第5条第5号該当性

前記のとおり、4号対象文書は、特定の検査事項に係る厚生労働省が会計検査院に提出した検査資料であり、本件不開示情報2は、同院が実施した検査内容、未成熟な検査結果等を具体的に読み取ることができるものとなっていることから、情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討」に関する情報に該当し、このような情報が開示された場合には、前記(1)イ(ア)及び(イ)と同様のおそれがある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるものに該当し、不開示情報となるものである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、3号一部開示決定に係る審査請求書において、厚生労働省労働基準局長の文書も不開示なのは、厚生労働大臣として判断すべきではないかと主張する。

上記の審査請求人の主張は、3号一部開示決定のうち、文書2に係る移送手続に対して異議を申し立てているものと考えられるところ、「情

報公開事務処理の手引」（平成30年10月総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）によれば、事案の移送の具体手続については、「事案の移送手続について」（平成12年10月17日情報公開法施行準備部会資料）によるものとされており、これによれば、移送の協議を行うべき場合とは、「開示請求に係る行政文書又は法人文書が他の行政機関又は独立行政法人等により作成されたものである場合」等のほか、「開示請求に係る行政文書又は法人文書に記録されている情報の重要な部分が他の行政機関又は独立行政法人等の事務・事業に係るものである場合」等とされている。

したがって、情報公開法第12条第1項の規定に基づく事案の移送は、開示請求に係る行政文書等が他の行政機関等により作成されたものである場合等に限られるものではなく、開示請求を受けた行政機関等が作成した行政文書等に対する開示請求であっても、当該文書に記録されている情報の重要な部分が他の行政機関等の事務・事業に係るものである場合にも認められている。

そして、文書2には特定の検査事項に関する情報が記載された照会文書に対する受検庁の見解が記録されており、記録されている情報の重要な部分が会計検査院の事務に係るものであることから、3号一部開示決定に係る移送手続は適法なものである。

(4) 諮問庁の所見

以上のことから、3号一部開示決定及び4号不開示決定は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、令和4年（情）諮問第3号及び令和4年（情）諮問第4号を併合し、調査審議を行った。

- ① 令和4年 7月21日 諮問書の収受（諮問第3号及び第4号）
- ② 同年 9月 2日 諮問第3号及び第4号の併合
- ③ 令和5年 1月26日 諮問庁から意見書を収受
- ④ 同年 3月16日 諮問庁の職員（会計検査院第2局厚生労働検査第2課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年 3月29日 審査請求人から意見書を収受
- ⑥ 同年 4月21日 審議
- ⑦ 同年 6月30日 審査請求人からの口頭意見陳述の聴取及び審議

⑧ 同年 9月20日 審議

⑨ 同年 11月16日 審議

⑩ 令和6年 1月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、3号開示請求及び4号開示請求を受けた厚生労働大臣が、3号対象文書及び4号対象文書を特定した上で、処分庁に移送した事案に係るものである。

上記移送を受けて、処分庁は、3号対象文書については一部開示とする決定（3号一部開示決定）を行い、4号対象文書については不開示とする決定（4号不開示決定）を行った。そして、これらの処分に対する審査請求を受けて、諮問庁は、当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、3号一部開示決定及び4号不開示決定の取消しを求めているため、両決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

2 3号対象文書及び4号対象文書について

3号対象文書は、令和2年度決算検査報告に関して、会計検査院が厚生労働省との間で発遣又は受領した照会文書（文書1）及び回答文書の写し（文書2）であり、4号対象文書は、同院が実施した検査過程において同省が作成するなどし、同院に提出した検査資料である。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱いなどについて

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱いなどについては、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による搜索・差押えとは異なり直接的、物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対して、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき、口頭での説明を求めたり、意見交換を行ったりすることに加え、各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査を実施した結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、問題とされた事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領するなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるととも

に、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因を究明し、実効性のある是正改善方策を追求することなどを図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

(4) 会計検査における受検庁からの信頼

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を果たすために、一定の信頼関係・協力関係が必要であると考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、各段階における慎重な審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等としているというのが会計検査院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要と認められる。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回

答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間でのやり取りにおいては、十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、受検庁においては、特定の検査事項に関する検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、会計検査院への資料の提出等を行っているものと認められる。

このような受検庁の会計検査院に対する信頼を前提とした、検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱いは、同院と受検庁との間での現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

4 不開示情報該当性について

上記1から3までの事情を前提に、以下のとおり、3号対象文書に記載された本件不開示情報1及び4号対象文書に記載された本件不開示情報2について、これら不開示部分の不開示情報該当性を検討することとする。

(1) 3号対象文書について（本件不開示情報1関係）

ア 文書1及び文書2の内容・性質

会計検査院では前記3(1)で述べたように、照会文書を受検庁に発遣し、これに対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどを通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

照会文書である文書1は、送付状の部分と照会の内容に係る部分から構成されており、送付状の部分には、文書番号、発遣年月日、宛先、差出人、表題、回答を求めるなどの旨を記述した文等が記載されている。これらのうち、照会の内容以外は既に3号一部開示決定において開示されている。

回答文書の写しである文書2は、送付状に係る部分と回答の内容に係る部分から構成されており、送付状に係る部分には、文書番号、回答年月日、宛先、差出人、表題、回答をする旨を記述した文等が記載されている。これらのうち、回答の内容以外は既に3号一部開示決定において開示されている。

イ 本件不開示情報1について

(ア) 照会の内容は、当該検査事項に係る具体的な検査の内容、検査の結果、所見等を示すものである。そして、照会文書は、前記3で述べた会計検査院の検査過程及び審理・判断の過程にあつて、これに対する回答とともに同院と受検庁との間における継続的討議の中核

をなすものである。すなわち、これらの情報は、会計検査院内部及び同院と受検庁との間において、同院の最終的な結論を示したのではなく、正式な指摘事項等の素案ともいえるべき未成熟なものとして取り扱われているものであると認められる。

よって、これらの情報が公になると、前記3(4)で述べた会計検査院における受検庁からの検査過程及び審理・判断の過程の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれるおそれがあり、その場合には、今後の検査の実施に当たり、検査過程における同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

- (イ) 回答の内容は、照会文書に記載された検査の結果等に対する受検庁の見解等を示すものであり、照会文書とともに、会計検査院の検査過程及び審理・判断の過程における未成熟な情報として取り扱われているものであると認められる。

よって、これらの情報が公になると上記(ア)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

- (ウ) さらに、諮問庁は、上記(ア)及び(イ)のような支障は、当該検査に直接関係する特定の受検庁との関係においてのみならず、現在又は将来における他の受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査過程及び審理・判断の過程における未成熟な情報の内容が公にされたという事実をとらえ、検査過程及び審理・判断の過程の不公表の取扱いに対する制度的信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が検査報告等に掲記されて公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があると考えられる。

- (エ) 前記3(1)のように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみならず、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る

立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

したがって、上記(ア)、(イ)及び(ウ)で述べたとおり、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

(2) 4号対象文書について（本件不開示情報2関係）

4号対象文書は、前記2のとおり、会計検査院が、厚生労働省に対する検査過程において同省から提出を受けるなどした検査資料である。

当審査会において4号対象文書を見分したところ、同文書の不開示とされている部分には、会計検査院が、厚生労働省に対して行った実地検査等における具体的な検査事項、それに対する同省の説明及び提出資料等に関する情報が記録されており、特定の検査事項に係る具体的な検査事項、検査内容等を端的に読み取ることができるものであると認められる。

受検庁は、前記3(3)に記述した会計検査院の検査過程等における情報の不公表の取扱いに信頼を置き、一般に公にしていない資料であっても同院の検査のために提出するほか、同院との間で率直な意見交換等を行っている。このため、4号対象文書に記録された検査過程におけるやり取りに関する情報を公にすることにより、上記のような検査過程における未成熟な情報の内容が明らかになった場合には、前記(1)イと同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、3号対象文書に記載された本件不開示情報1及び4号対象文書に記載された本件不開示情報2は、これらの情報を公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、3号対象文書のうち文書2についての開示決定等は、厚生労働省大臣がすべきものであると主張している。

しかし、情報公開法第12条第1項には、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる」と規定されており、正当な理由があるときとは、同項に例示された、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものである場合のほか、開示請求を受けた行政機関の長が保有している文書が他の行政機関の事務と重要な関連を有する情報に係るものであり、当該他の行政機関の長の方が開示の是非を適切に判断しうる場合等と解されている。

そして、文書2に記録された情報には、前記4(1)イ(イ)のとおり、会計検査院の事務と重要な関連を有する情報である、照会文書に記載された検査の結果等に対する受検庁の見解等が含まれている。

したがって、厚生労働大臣と会計検査院事務総長との協議の結果、移送の処理が行われたことについては、処分庁である同事務総長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があると認められ、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 本件一部開示決定等の妥当性について

以上のことから、3号対象文書の一部を開示とした決定及び4号対象文書を不開示とした決定は、いずれも妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 杉 山 治 樹

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子